

7月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和8年7月1日

～令和8年度の国民健康保険税について～

【7月中旬に令和8年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】

発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。

7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。

国民健康保険税の算出方法



世帯内の国民健康保険加入者（0歳～75歳未満）について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額と子ども子育て支援金分の均等割額・18歳以上均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

令和8年度 税率表

- ※1 前年中の所得を基準としています
- ※2 均等割は高校3年生（18歳以降初めての3/31）まで全額免除されます
- ※3 18歳未満の均等割軽減分を補填するため18歳以上の被保険者に加算します

区 分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
所得割	(※1 所得-基礎控除43万円)×7.64%	(※1 所得-基礎控除43万円)×3.27%	(※1 所得-基礎控除43万円)×3.03%	(※1 所得-基礎控除43万円)×0.31%
均等割	1人あたり 27,600円	1人あたり 11,500円	1人あたり 16,900円	※2 1人あたり 1,700円
平等割	1世帯 20,000円	1世帯 8,400円		
18歳以上均等割				※3 1人あたり200円
課税限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

保険税軽減基準が変わります

国民健康保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減される措置について、軽減判定所得の改正が行われました。同じ世帯の被保険者※1及び世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

	令和7年度	令和8年度～
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1) 以下	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1) 以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (30.5万円×被保険者数※1) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1) 以下	基礎控除額(43万円) + (31万円×被保険者数※1) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1) 以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (56万円×被保険者数※1) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1) 以下	基礎控除額(43万円) + (57万円×被保険者数※1) + 10万円×(給与所得者等※2の数-1) 以下

※1 被保険者には、同一世帯で国保から後期高齢者医療保険に移行した人も含む。

※2 給与所得者等は、55万円を超える給与収入（専従者給与は除く）金額、65歳未満で60万円を超える年金収入金額、または、65歳以上で125万円を超える年金収入金額を有する人を指します。

保険税の納付が困難なときは、滞納のままにせずお早めにご相談ください。

保険税についてのお問い合わせ… 保険年金課保険税係 ☎53-1646

「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を発送します

●資格確認書（マイナ保険証をお持ちではない方）

➔特定記録郵便

特定記録郵便は、配達の際にご自宅の郵便ポストに投函されます。配達時に不在でも受け取ることができ、郵便物の配達状況が郵便局に記録されます。

資格確認書

カード型

資格情報のお知らせ

A4サイズ

●資格情報のお知らせ（マイナ保険証をお持ちの70歳以上75歳未満の方）

➔普通郵便 ※70歳未満の方の送付はありません。すでに交付済みの資格情報のお知らせを引き続きお使いください。

※7月中旬頃に順次送付致します。

交通事故のケガの治療で国民健康保険を使ったら必ず届出を

交通事故など第三者行為によってケガをし、国民健康保険を使って治療を受けたときは、「第三者行為による被害（傷病）届」の届出をする必要があります。示談の前に必ずご相談ください。

● 第三者行為に該当する事例は下記の通りです。

- ・交通事故（車同士やバイク等）
- ・ケンカや暴力行為による負傷
- ・自転車による事故
- ・他人のペットによる負傷
- ・購入品や飲食店等での食中毒



申請先

市役所 保険年金課給付係（1階・㊸窓口）

限度額適用認定証の交付申請について

マイナ保険証（利用登録をしたマイナンバーカード）を持っていますか？

はい

いいえ

はい

70～74歳の人で現役並み所得者Ⅲまたは一般の区分に該当しますか？

いいえ

交付申請は不要です

交付申請の対象です

※保険税を完納している75歳未満の国民健康保険の加入者であることが条件です。

※マイナ保険証・限度額適用認定証を使わなかった場合、高額療養費の支給申請が必要です。該当の方には申請書をお送りします。

奈良県 国民健康保険 限度額適用認定証	
有効期限 令和 年 月 日	
交付年月日 令和 年 月 日	
記号	添字
世帯主	住所
氏名	氏名
生年月日	生年月日
有効期日	有効期日
適用区分	適用区分
保険者番号並びに交付者の名称及び印	保険者番号並びに交付者の名称及び印

令和8年8月1日以降も認定証が必要なときは交付申請が必要です。

自己負担限度額（月額）は市ホームページまたはパンフレット「やまところりやまの国民健康保険」よりご確認ください。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/hoken_nenkin/2/seido/kougakuryouyou/7007.html



お問い合わせ… 保険年金課給付係

☎53-1643